

# 警察官の自殺につき県が安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任を負うとされた事例

東洋大学教授

丸山愛博 Yoshihiro Maruyama

最高裁第2小法廷令和7年3月7日判決

【棄却】

令和5年(受)第961号

裁判所ウェブサイト

## I 事実の概要

A 警部補（以下「A」という。）は、Y県警察に採用され、B交番の交番長として勤務していたが、平成24年3月10日に自殺した。

B交番では、勤務員は、勤務日誌に勤務別、勤務時間、活動内容等を具体的に記載することとされており、その勤務日誌は、C警察署の地域課長、副署長、署長等に回覧されていた。また、勤務員は、毎月、正規の勤務時間以外に業務に従事した時間があるときは、時間外勤務実績報告書を作成し、地域課長に提出することとされていた。地域課長は、Aの上司に当たる者であり、Aから時間外勤務実績報告書の提出を受けていた。

Aは、平成22年4月以降、勤務員の業務に加え、交番長としての業務に従事していた。また、平成23年4月頃からB管内で連続窃盗事件が発生していたところ、Aは、正規の勤務時間以外の時間に自主的な見回り（以下「連続窃盗事件見回り」という。）をしていた。なお、これについて、時間外勤務を行ったものと扱われてい

た。さらに、平成24年2月5日、Aは、実習生の職場実習指導員に指名され、以後、職場実習指導員の業務にも従事した。その上、同月頃から、Aは、異動になるとの見込みを持ち、週休日等にB交番に出勤し、引継書の作成等の作業（以下「引継作業」という。）を行った。そして、平成23年11月に、Aは、平成24年4月8日からの約1か月間の海外研修（以下「本件研修」という。）についてY県警察からの唯一の参加者として選出され、平成23年12月18日、平成24年1月15日及び同年2月26日に各回4時間程度実施された事前会合に参加したほか、本件研修において英語で行うプレゼンテーションの準備作業にも従事した。なお、（以下、事前会合への参加を含む本件研修のための業務を総称して「本件研修準備」という。）。本件研修準備は、AのY県警察における業務に当たるものであった。

Aの自殺前6か月の間における1か月ごとの時間外勤務時間数は、自殺直前から遡って、順に117時間45分、56時間8分、69時間30分、98時間30分、96時間30分、25時間であった。また、Aは、自殺直前の1か月間において、自殺の当日まで、1日の週休日を挟んで、14日間の連続勤務を2回行った。これらの連続勤務には、それぞれ5回の当直の勤務が含まれており、Aは、各当直明けの非番の日にも、平均して6時間6分の勤務を行った。